

社会保険料控除資料の発送

令和6年中の国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付額をお知らせする「社会保険料控除資料」を1月27日(月)に発送します。所得税の確定申告や市・県民税申告にご利用ください。(到着までに数日かかります)

遺族年金や障害年金から特別徴収されている人で、資料が必要な場合はお問い合わせください。

※令和6年中に、年末調整用に資料を請求した人(事業所での一括請求を含む)、社会保険料を年金からの特別徴収(天引き)のみで納付の人には郵送しません

国税務課 収税班

☎773・6669

要介護認定者 税申告用「障害者控除対象者認定書」の発送

所得税の確定申告や市・県民税申告に必要な「障害者控除対象者認定書」を1月27日(月)に発送します。(到着までに数日かかります)

対象 令和6年12月31日(令

和6年中に亡くなった人は、その死亡の日)現在、65歳以上の要介護認定者であり、税申告上の「障害者」か「特別障害者」の基準に該当する人

国民健康保険の高額療養費に該当するかわからない場合は、お問い合わせください。

次の人には発送されません

・要介護認定者であるが、「障害者控除」の認定基準に該当していない

・障がい者手帳か療育手帳を持ち、手帳による所得控除額が認定書による控除額より多いまたは同額

・令和6年12月30日以前に要介護認定の有効期間が終了し更新申請をしていない

・窓口などですでに交付済み※控除額や申告での使用方法などについては、税務課(☎773・6668)にお問い合わせください

介護保険課 介護保険係

☎773・6675

税申告前に国保高額療養費を申請してください

令和6年12月分の医療費が、国民健康保険の高額療養費に該当する見込みの人は、高額療養費の申請を済ませてから

税申告をしてください。

令和6年12月分の高額療養費の申請案内は、2月下旬に発送予定です。

国民健康保険の高額療養費に該当するかわからない場合は、お問い合わせください。

※先に税申告を済ませると、税の修正申告が必要な場合や、高額療養費の受付ができない場合があります

市民課 国保年金係

☎773・6661

小千谷税務署「確定申告」のお知らせと注意点

確定申告会場 小千谷税務署

「小千谷市」※なるべく公共交通機関をご利用ください

期間 2月17日(月)～3月17日(月)(土・日曜日、祝日を除く)

受付：午前8時30分～午後4時

申告相談開始：午前9時～ 申告書提出：午後5時

内容 スマホ申告を基本とした相談

注意事項

・入場整理券が必要です。入場整理券は会場で当日配付しますが、国税庁LINE

からも事前発行できます。



※入場整理券の配付状況により後日の来場をお願いする場合があります

・マイナンバーカードを利用した申告にはパスワードが必要で、

・事前に必要書類をご確認ください。

・2月14日以前は小千谷税務署内で、申告相談を行っています。(要電話予約)

申告書などの押なつ廃止

令和7年1月以降、確定申告書などの控えに收受日付印の押なつを行いません。申告書などの提出年月日は、各自で記録・管理をお願いします。

小千谷税務署

☎0258・833・2090

「自動音声ガイダンス」

スマホ申告に関する講習会

税務署では、スマホ申告をお勧めしています。

日時 1月27日(月) 午前10時

～11時30分、午後1時30分～3時

会場 市役所本庁舎2階 小会議室

定 各回30人

持 スマートフォン、マイナンバーカード、マイナンバーカードの暗証番号、給与所得(公的年金など)の源泉徴収票、作成済みの収支内訳書(不動産所得、農業所得など)、その他収入を証明する書類(支払調書など)、控除証明書書類など(国民年金保険料控除証明書などで年末調整されていないものや医療費控除の明細書など各自必要な書類)、e-Taxの利用者識別番号の通知など ※利用者識別番号はお持ちの人のみ

事前予約 1月22日(水)まで

※スマートフォンでe-Tax X送信するには、マイナンバーカード方式かID・パスワード方式対応のスマートフォンが必要です

問合せ・予約 小千谷税務署 個人課税第一部門

☎0258・833・0274

